

みやき町景観計画 概要版



令和2年3月
みやき町

みやき町景観計画の構成

現況

みやき町景観計画の策定にあたって

みやき町の景観特性と課題

みやき町の景観に対する意識調査

方針

みやき町が目指す景観まちづくりの
理念・目標

良好な景観まちづくりのための方針

景観形成 のルール

良好な景観まちづくりのための
行為の制限

仕組み

景観重要建造物および景観重要樹木
の指定の方針

その他景観形成に必要な事項

推進 体制

良好な景観まちづくりのための
役割と取り組み

みやき町が目指す景観まちづくりの理念・目標

◆理念

豊かな自然と人々の暮らしが織りなす物語のある風景
～水辺をハゼ文化が彩るふるさとの風景づくり～

◆目標

多彩な自然、受け継がれる
歴史・文化的景観を
『まもる』

目標1

まちの個性や人々の生業が
みえる景観を心地よく
『ととのえる』

目標2

魅力的な景観を引き出す
ための環境を『つくる』

目標3

景観をまもり、ととのえる
ための人を『そだてる』

目標4

良好な景観まちづくりのための方針

◆目標別方針

多彩な自然、受け継がれる歴史・文化的景観を『まもる』

1. 森林や彩り豊かな花木などの自然景観の保全



2. 筑後川や寒水川などの美しい水辺の景観と生き物の生息環境の保全



3. おだやかな田園・集落景観の保全



4. 歴史や文化を物語る景観資源や祭事、まちなみの保全



良好な景観まちづくりのための方針

◆目標別方針

まちの個性や人々の生業がみえる景観を心地よく『ととのえる』

1.にぎわい創出の場となる、
まちの顔としての拠点景観の形成



2.地区の個性を活かした特色の
あるまちなみの修景・整備



3.良好な景観を阻害する要素の
改善による秩序ある景観形成



4.緑豊かでゆとりある
住宅地の景観形成



良好な景観まちづくりのための方針

◆目標別方針

魅力的な景観を引き出すための環境を『つくる』

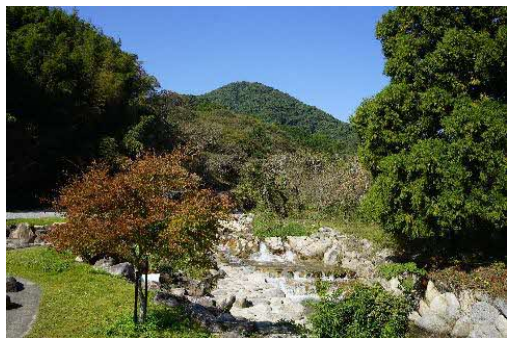
- 1.歩いて「健幸」になるための、
景観を体験・体感できる空間の整備



- 2.水辺の景観を楽しむことができる
親水空間の整備



- 3.景観に配慮した公共事業の推進



- 4.地域住民や観光客に向けての
魅力的な景観のPR



良好な景観まちづくりのための方針

◆目標別方針

景観をまもり、ととのえるための人を『そだてる』

1.地域の景観資源を 知る・学ぶ・考える機会の創出



2.景観まちづくりの 意識向上と担い手の育成

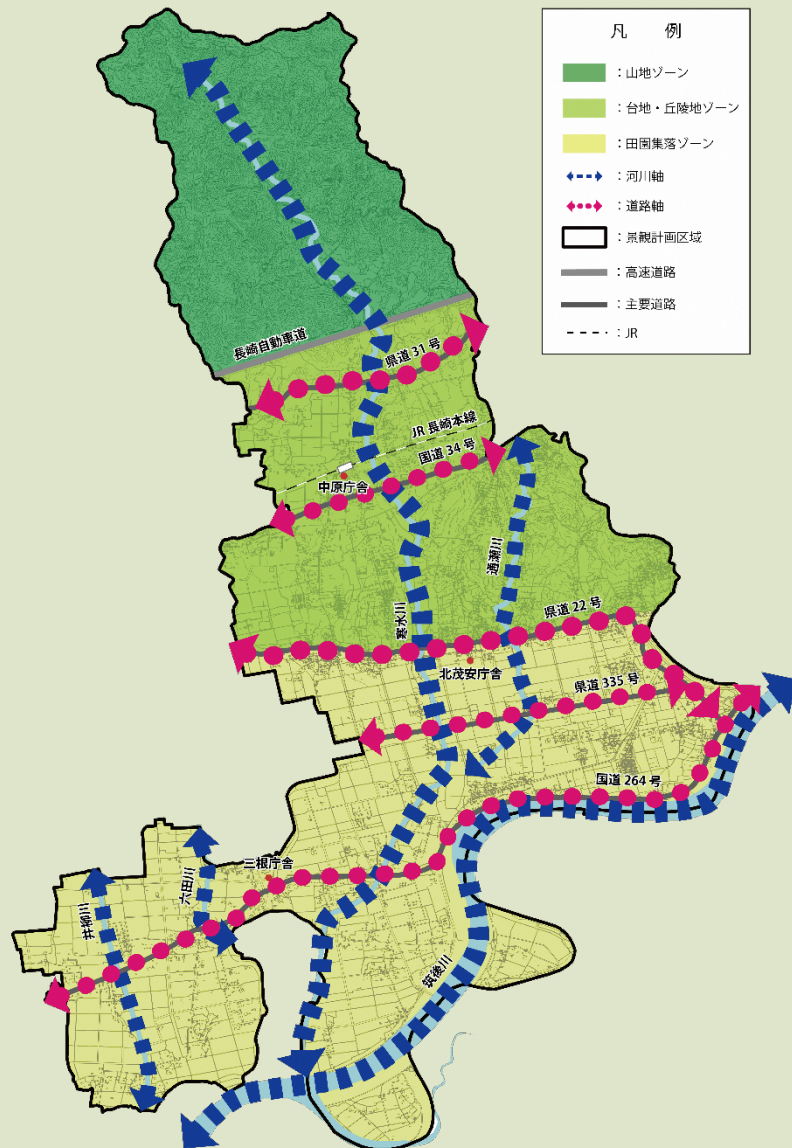


3.地域住民・事業者・行政の協働 による推進体制づくり



良好な景観まちづくりのための方針

◆ゾーン区分



【ゾーン】

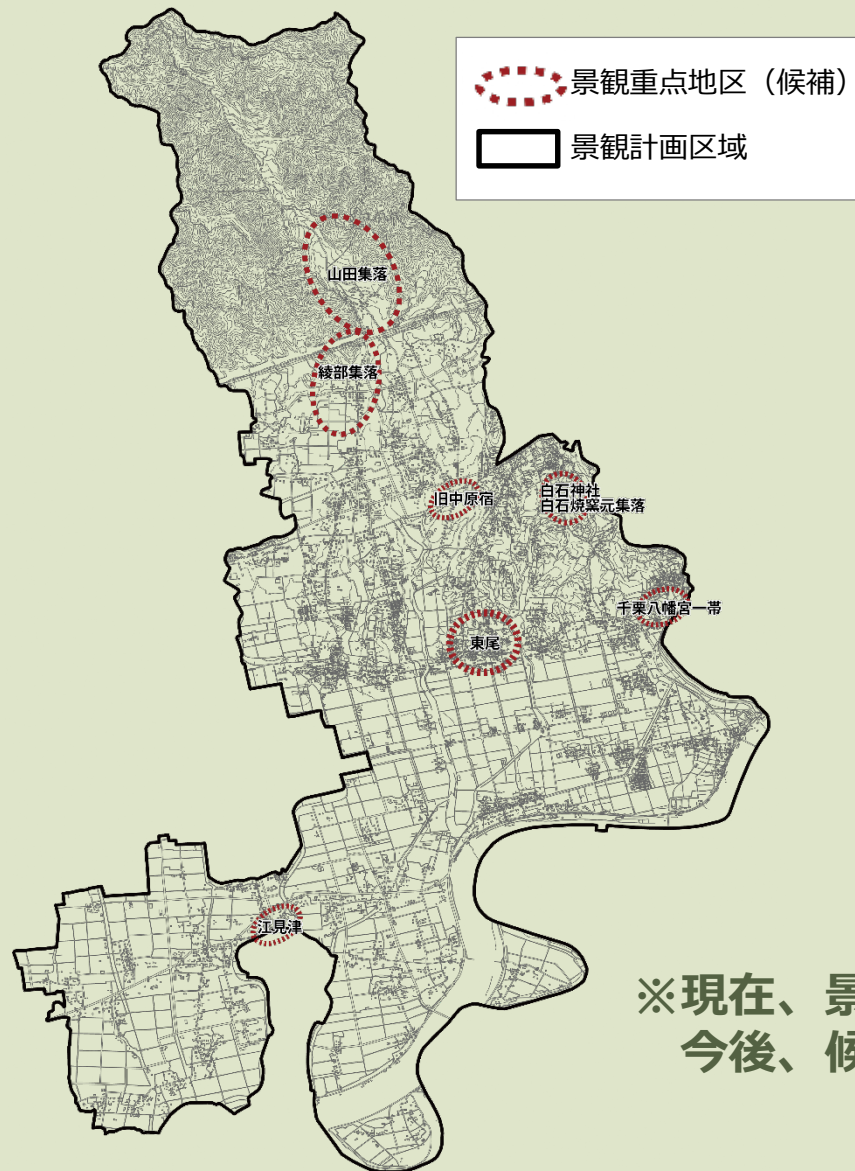
- 山地ゾーン
- 台地・丘陵地ゾーン
- 田園集落ゾーン

【景観の重要な軸】

- 河川軸
(筑後川・寒水川・通瀬川・六田川・井柳川)
- 道路軸
(国道34号・国道264号
・ 県道31号(佐賀川久保鳥栖線)
・ 県道22号(北茂安三田川線)
・ 県道335号(神埼北茂安線))

良好な景観まちづくりのための方針

◆景観重点地区候補



- ・ 山田集落
- ・ 綾部集落
- ・ 旧中原宿
- ・ 白石神社/白石焼窯元集落
- ・ 千栗八幡宮一帯
- ・ 東尾
- ・ 江見津

※現在、景観重点地区候補として7ヶ所を想定。
今後、候補地の選定も含め、具体的な方針などを検討。

良好な景観まちづくりのための方針

◆ゾーン別方針【山地ゾーン】

『まもる』



山の稜線保全のための
開発行為などの適切な誘導



多彩な里山景観の
保全・維持管理の推進

『ととのえる』



敷地内・他店の周囲の
積極的な緑化推進



周辺の里山景観と調和した
山間集落の形成

『つくる』



回遊ルートの整備



滞留空間としての
良好な視点場の整備

良好な景観まちづくりのための方針

◆ゾーン別方針【台地・丘陵地ゾーン】

『まもる』



樹林やハゼが織りなす
水辺景観の保全



豊富な水資源と人々の暮らしが
みえる集落景観の維持・保全

『ととのえる』



特徴的なまちなみ形成地区の
個性を生かした修景・整備の推進



工業地工リアの積極的な
緑化などによる修景の推進

『つくる』



田園・集落景観などを
望むことができる視点場の整備



本ゾーンの代表的な景観資源を
体感・体験できる回遊ルート整備

良好な景観まちづくりのための方針

◆ゾーン別方針【田園集落ゾーン】

『まもる』



クリークをはじめとした
水路が広がる田園景観の保全



歴史的・文化的景観の
保全・維持管理の推進

『ととのえる』



歴史・文化的な背景がみえる
まちなみの修景・整備の推進



本ゾーンの自然的背景が
みえる田園集落の保全

『つくる』



本ゾーンの特徴を活かした
親水空間や視点場などの整備



田園・集落景観に配慮した
公共施設の整備

良好な景観まちづくりのための行為の制限

※本章に記載している届出対象行為及び景観形成基準については、令和2年度以降に地域住民などとの協議により具体的な内容を確定した上で、適用する期日を改めて公表します。

◆届出対象行為(案)

本町全域における届出の対象として審査の対象となる行為

建築物	新設、増築、改築若しくは移転
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物	新設、増築、改築若しくは移転
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)	
土石の採取又は鉱物の掘採	
土地の区画形質の変更	
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	

※大規模な建築物・工作物・開発などが届出対象行為

良好な景観まちづくりのための行為の制限

※本章に記載している届出対象行為及び景観形成基準については、令和2年度以降に地域住民などとの協議により具体的な内容を確定した上で、適用する期日を改めて公表します。

◆景観形成基準(案)

本町全域において、建築・開発行為等を行う際の目指すべき方向性を示した「作法（ルール）」

建築物	配置 / 規模 / 形態・意匠 / 色彩 / 設備類 / 外構・緑化など
工作物	配置 / 規模 / 形態・意匠 / 色彩 / 設備類 / 外構・緑化など
・ 開発行為 ・ 土石の採取又は 鉱物の掘採 ・ 土地区画形質の 変更	造成など / 既存樹木・樹林などの保全
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	

景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

◆景観重要建造物の指定の方針(案)

- ・地域の文化や歴史を象徴し、個性ある景観形成に大きく寄与する建造物
- ・地域のランドマークとなり、地域住民に広く愛され、親しまれている建造物
- ・道路やその他の公共の場から公衆によって容易に望見される建造物



「景観重要建造物」に指定することが可能



指定された場合

所有者等の適正な管理義務と現状変更に関する許可等が必要

景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

◆景観重要樹木の指定の方針(案)

- ・地域の自然や文化、歴史を象徴し、樹齢・樹容などから見て景観上優れている樹木
- ・地域のランドマークとなり、地域住民に広く愛され、親しまれている樹木
- ・道路やその他の公共の場から公衆によって容易に望見される樹木



「景観重要樹木」に指定することが可能



指定された場合

所有者等の適正な管理義務と樹木の伐採・移植に関する許可等が必要

その他景観形成に必要な事項

◆屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する事項

屋外広告物は、景観形成に大きな影響を与える



配慮事項

- ・ **山地や里山、農地など**では、**屋外広告物の掲出数を最小限**にとどめるよう配慮する。
- ・ **住宅地や集落地**では、**設置位置や大きさ、高さ、色彩等**について配慮するとともに、建築物やその他の工作物との**調和**を図る。
- ・ **河川軸の沿岸**では、水辺環境と調和するよう**設置位置や大きさ、高さ、色彩など**について配慮する。
- ・ **道路軸の沿道**では、**設置位置や大きさ、高さ、色彩など**について配慮する。
- ・ **景観重点地区など**の特色ある景観を有する地域では、地域特有のイメージを阻害しないよう、**素材・デザイン、設置位置**などにおいて配慮する。

参考例



※屋外広告物の表示及び行為の制限に関する事項は、
佐賀県屋外広告物条例に基づく基準が適用される。

その他景観形成に必要な事項

◆景観重要公共施設の整備に関する事項

- ・ 本町の景観形成において重要な軸や拠点の一部となっている公共施設
- ・ 新たに整備を行う公共施設で、本町のシンボルとなることが期待される、または良好な周辺景観との一体的な景観形成に配慮する必要がある公共施設
- ・ 景観重点地区内にあり、地区レベルでの景観形成を推進する上で重要な公共施設

景観上重要な公共施設を
「景観重要公共施設」に指定することが可能

指定した場合

「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定め、
公共施設管理者は、同基準に基づいた景観形成を行う必要がある

良好な景観まちづくりのための役割と取り組み

◆協働による景観まちづくりの実践

地域住民

- ・ 景観まちづくりの主体であることの**意識形成**
- ・ 良好な景観まちづくりに向けた**住まいづくりや暮らし方の実施**
- ・ 地域の景観まちづくり活動への**参加**
 - ・ 協力

事業者

- ・ 事業が景観まちづくりへ与える**影響の認識**
- ・ 良好な景観まちづくりに配慮した**事業の推進**
- ・ 本計画で定める**規定の把握**と施主への**情報の提供**

行政

- ・ 景観行政団体として良好な景観形成を行うため、**地域の特性に応じた施策の策定**
 - ・ **実施・見直し**
- ・ 景観に配慮した**公共施設整備・維持管理**
- ・ 景観まちづくりに関する**意識啓発や情報の提供**
- ・ 景観まちづくり活動に対する**支援**

良好な景観まちづくりのための役割と取り組み

◆良好な景観まちづくりに向けて

景観まちづくり に対する 意識の醸成

- ・ 景観に関する広報、啓発
- ・ シンポジウム、ワークショップなどの開催
- ・ 景観教育の推進
- ・ 景観に関する表彰制度の創設
- ・ 景観まちづくり団体の育成と支援

景観法・制度の 運用

- ・ 景観重点地区の指定
- ・ 景観条例の制定、運用
- ・ 景観重要建造物などの指定および維持管理
- ・ 景観重要公共施設の指定および整備推進
- ・ 景観計画の見直し

景観まちづくり に関する 事業の推進

- ・ 既存・新規の視点場の整備
- ・ フットパスコースの設定
- ・ 景観資源マップの作成
- ・ 景観に配慮した公共事業の推進

景観まちづくり 推進体制の構築

- ・ 庁内の連携体制の構築
- ・ 関係機関や教育機関、近隣市町との連携体制の構築
- ・ 景観審議会の設置
- ・ 「みやき町景観まちづくり協議会（仮称）」の設置